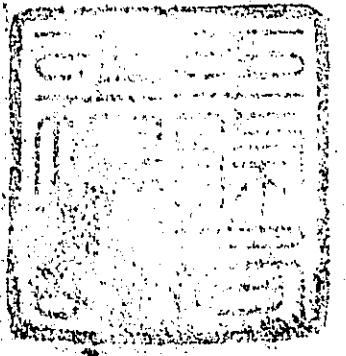


内務省衛生局



東京市京橋區  
月島に於ける 實地調査報告 第一輯

国立保健医療科学院蔵書



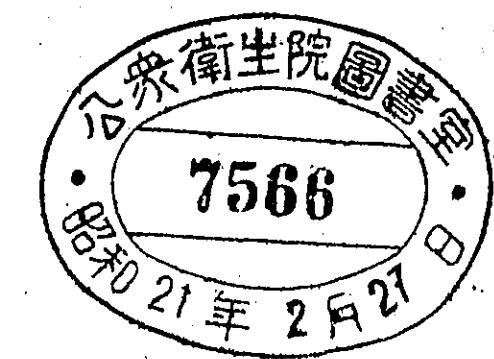
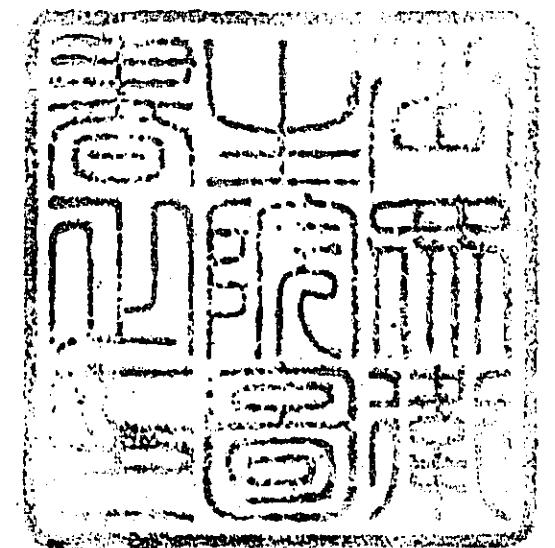
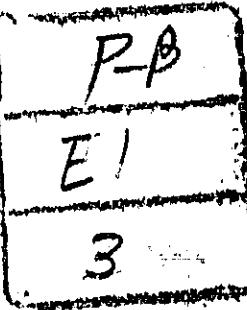
\*10012032\*

21 22

川上理一氏

P  
E1  
3

7566



## 凡例

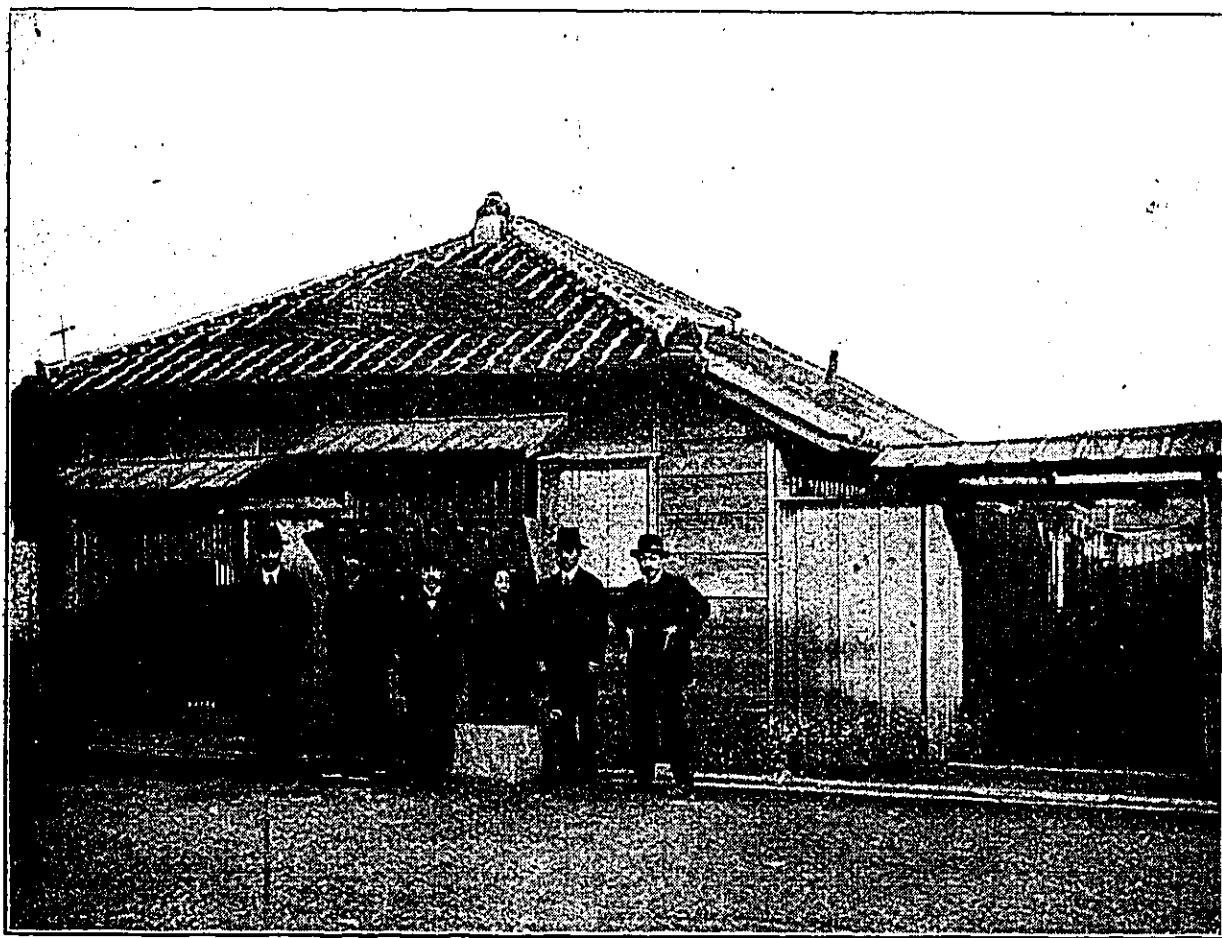
本編は大正七年十月二十二日保健衛生調査會第七部の決議に基き委員高野岩三郎擔任の下に内務省囑託權田保之助同山名義鶴同星野鐵男の三氏に依り實地調査したる成績にして第一編は高野委員第二編は權田囑託第三編は星野囑託第四編は山名囑託の記述に係るものなり尙統計表及地圖は附錄として別冊に編纂せり

大正十年五月

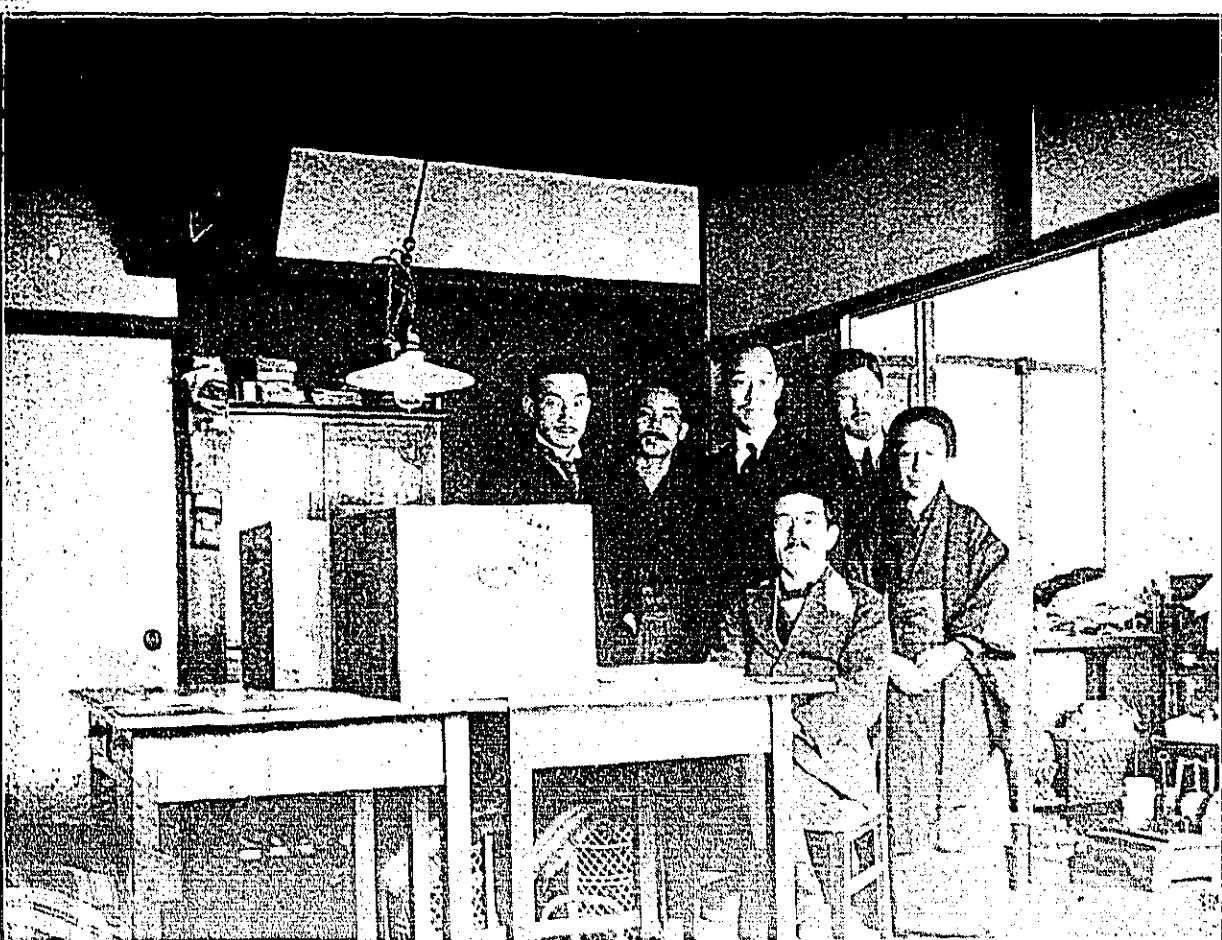
保健衛生調査會



圖近附及島用



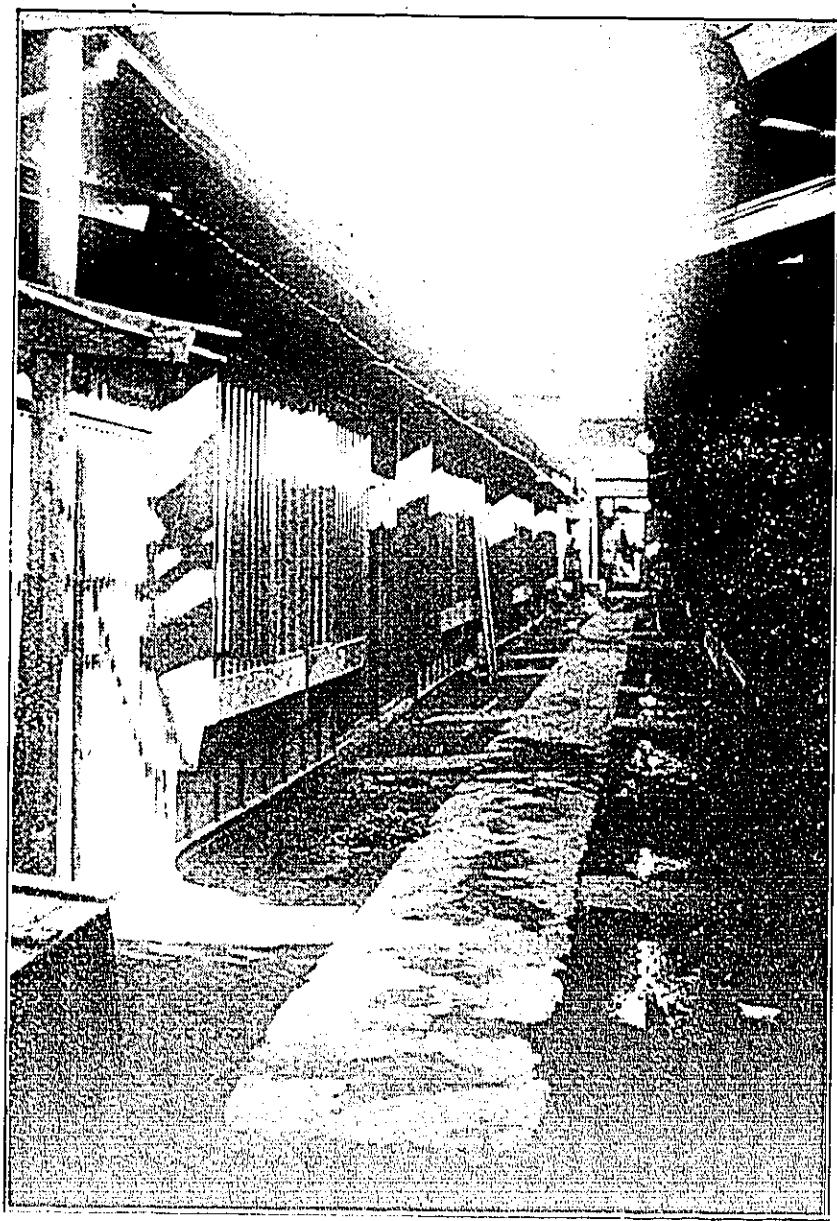
観外の所査調るけ於に地號二島月一



部内の所査調るけ於に地號二島月二



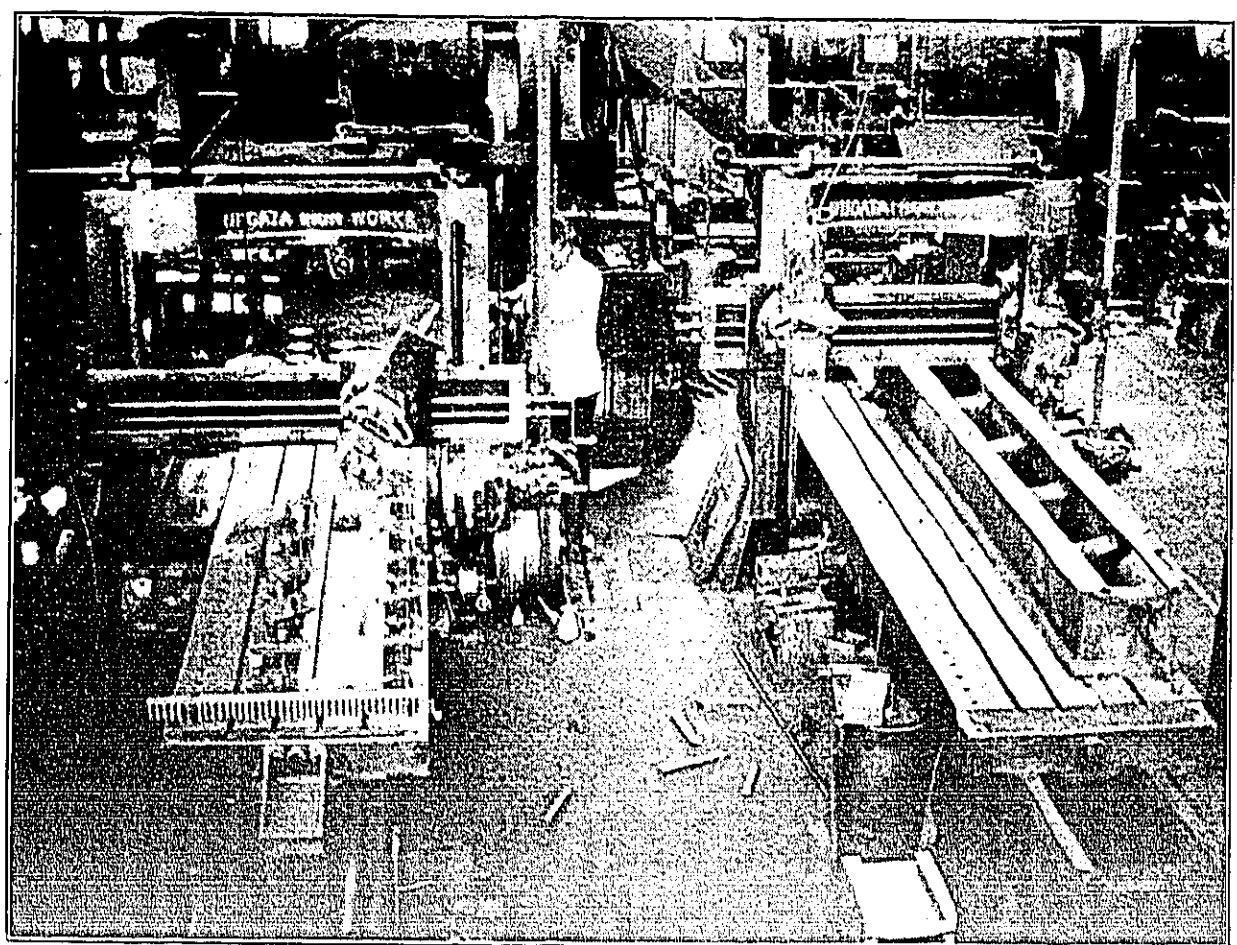
三　月島二第尋常小学校に於ける児童體格検査の實況



四　月島一號地に於ける長屋の一部



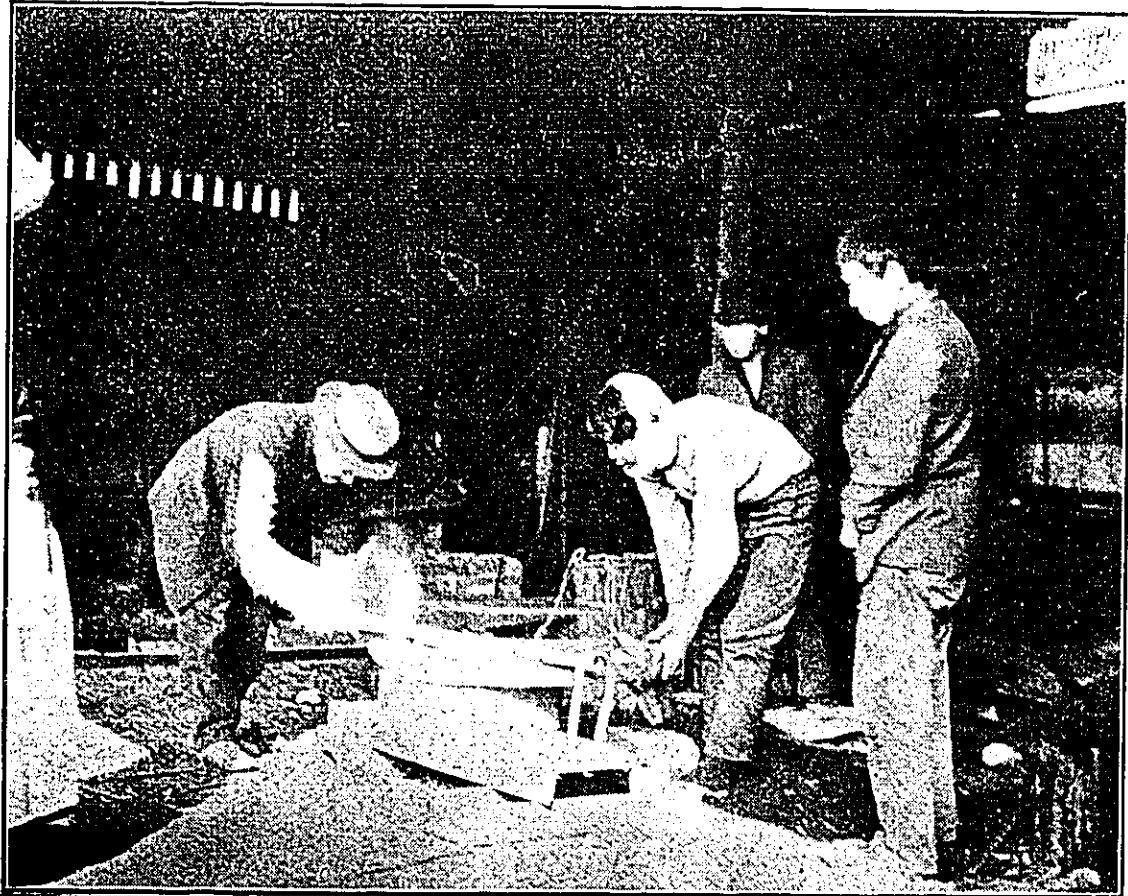
次路裏廿丁三通仲西地號一烏月五



部一の場工械機六

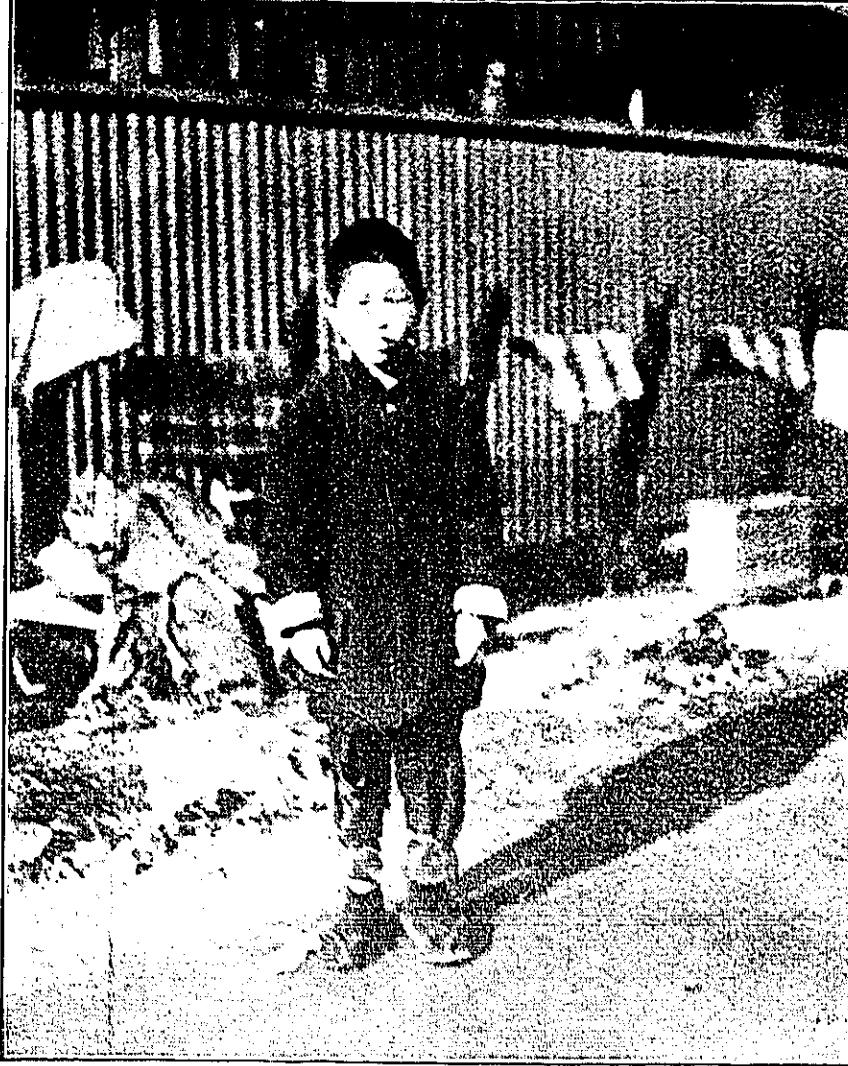
七

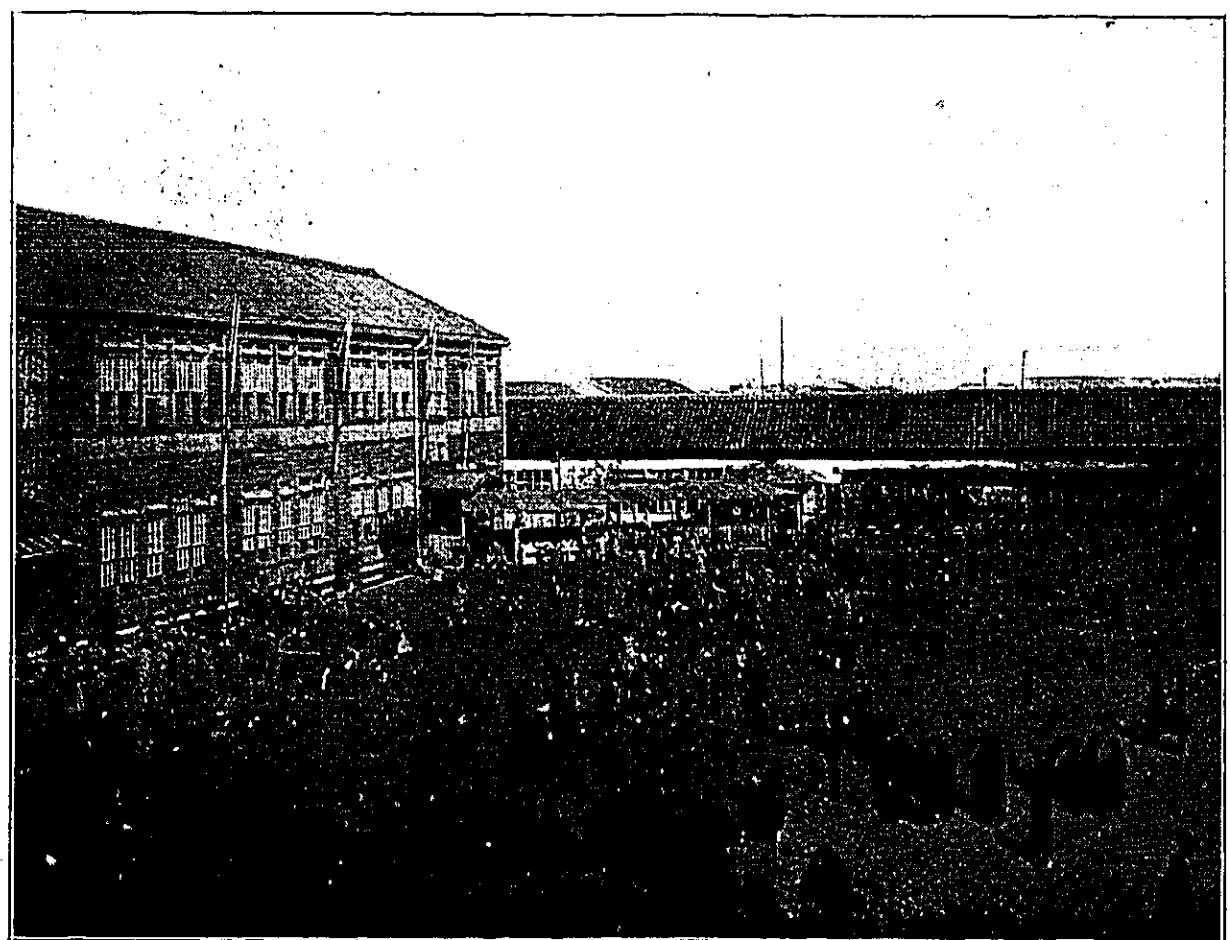
製錠工場に於ける作業の實況



八

少 年 勞 働 者





九月島第ニ尋常小学校校庭に於る童兒遊戯の實況



一月廿四日午後申仲西地號通り商業及娛樂中心地



都一の店舗間夜の(地心中樂娛及業商)通仲西地號一島月 一一

東京市京橋區  
月島に於ける 實地調査報告總目次

第一 月島及附近圖

第二 月島寫眞十一葉

- 一、月島二號地に於ける調査所の外觀
- 二、月島二號地に於ける調査所の内部
- 三、月島第二尋常小學校に於ける兒童體格検査の實況
- 四、月島一號地に於ける長屋の一部
- 五、月島一號地西仲通三丁目裏路次
- 六、機械工場の一部
- 七、製罐工場に於ける作業の實況
- 八、少年労働者
- 九、月島第二尋常小學校々庭に於ける兒童遊戲の實況
- 一〇、月島一號地西仲通商業及娛樂中心地

一一、月島一號地西仲通(商業及娛樂中心地)の夜間露店の一部

二

### 第三編 報告本文

#### 第一編 總 説

第二編 月島とその労働者生活

第三編 月島に於ける労働者の衛生状態

第四編 月島の労働事情

第五編 月島社会地圖及寫眞

### 第四編 附 錄(別冊)

#### 一、統計表

自A第一表至A第一〇六表は報告本文第二編「月島とその労働者生活」に關するもの

自B第一表至B第四十九表は報告本文第三編「月島に於ける労働者の衛生状態」に關するもの

#### 二、月島社會地圖及寫眞

## 總目次終

### 實地調査報告目次

#### 第一編 總 説

#### 第二編 月島に於ける労働者生活

#### 第三編 月島の労働事情

#### 第四編 月島社会地圖及寫眞

##### 第一章 調査の由來及計畫

一頁

##### 第二章 調査の準備

七

##### 第三章 調査の實施

一〇

##### 第一節 書類上の調査

一〇

##### 第二節 實際上の調査

一〇

##### 第四章 調査の編整

一八

##### 第一節 編整の技術

一八

##### 第二節 調査の記述と報告の内容

一〇

##### 第一章 月島の地理及び沿革

##### 第二編 月島とその労働者生活

一三

第一節 月島の地理	二三
第二節 月島の沿革	二四
<b>第二章 月島の社會狀態一斑</b>	二五
第一節 管轄、官衙及び公共的設備	二五
第二節 交通狀態	二七
第三節 職業の分布狀態	三一
第四節 社會階級の分布狀態	四八
第五節 職業種類と社會階級より見たる各島の特徴	五六
第六節 住宅地の分布及び其の狀態	六九
<b>第三章 月島の人口</b>	七七
第一節 現住戸數及び現住人口	七七
第二節 體性別	七八
第三節 各島別に就ての觀察	八〇
第四節 職業より見たる人口の推移	八二
<b>第四章 月島に於ける出生</b>	八八
第一節 一般狀況	八八
第二節 各島に於ける狀況	八八
第三節 出生と月	八九
第四節 公生と私生	九一
第五節 出生と父母の年齢	九四
<b>第五章 月島に於ける死亡</b>	一〇八
第一節 一般狀況	一〇八
第二節 各島に於ける狀況	一〇九
第三節 死亡と月	一一一
第四節 死亡と年齢	一二一
第五節 死亡と配偶關係	一二六
第六節 五歳未満の小兒死亡	一二八
<b>第六章 月島に於ける結婚</b>	一二一
第一節 一般狀況	一二一
第二節 婚姻種別	一二一

第三節 婚姻と月	一一二
第四節 婚姻と年齢	一一三
第五節 婚姻と身分	一二四
<b>第七章 月島に於ける離婚</b>	<b>一二六</b>
第一節 一般状況	一二六
第二節 離婚種別	一二六
第三節 離婚と月	一二七
第四節 離婚と年齢	一二七
第五節 離婚と夫婦關係繼續期間	一二八
<b>第八章 月島に於ける工場と其の労働者</b>	<b>一二九</b>
第一節 月島に於ける工場	一二九
第二節 月島所在工場勤務の労働者	一三五
<b>第九章 月島在住の労働者</b>	<b>一四二</b>
第一節 所帶數及び人員	一四二
第二節 労働者の家族形態	一四四
第三節 勞働者の種別	一四八
第四節 勞働者の妻と職業	一五〇
<b>第十章 労働者の家計状態</b>	<b>一五二</b>
第一節 勞働者の所帶状態	一五三
第二節 収入状態	一五五
第三節 支出状態	一六二
第四節 収入支出の對照	一八〇
<b>第十一章 職業と出生(殊に労働者と出生)</b>	<b>一八五</b>
第一節 一般状況	一八五
第二節 各島に於ける状況	一八七
第三節 職業と出生月	一八九
第四節 職業と公生私生	一九一
第五節 職業と父母の年齢	一九二
<b>第十二章 職業と死亡(殊に労働者と死亡)</b>	<b>一九七</b>
第一節 一般状況	一九七

第二節 各島に於ける状況	一九八
第三節 職業と死亡月	一九九
第四節 職業と死亡年齢	二〇一
第五節 職業と小兒死亡	二〇五
<b>第十二章 職業と結婚(殊に労働者と結婚)</b>	二〇七
第一節 一般状況	二〇七
第二節 職業と婚姻種別	二〇七
第三節 職業と婚姻の月	二〇八
第四節 職業と結婚年齢	二〇九
第五節 職業と配偶上の身分	二一一
<b>第十四章 職業と離婚(殊に労働者と離婚)</b>	二一二
<b>第十五章 労働者と娛樂</b>	二一三
第一節 月島居住者と娛樂設備との關係	二一三
第二節 娯樂中心地の調査	二一五
第三節 飲食店の調査	二二四
第四節 寄席の調査	二三一
第五節 労働者と飲酒	二三五
第六節 労働者の讀物としての新聞紙	二三七
<b>第十六章 労働者兒女の生活</b>	二四一
第一節 労働者兒女と駄菓子屋	二四一
第二節 労働者兒女と遊戯	二四二
第三節 労働者兒女と興行物	二四六
第四節 労働者兒女の趣味性	二四八
第五節 労働者兒女の理想	二五〇
<b>第十七章 月島に於ける教育状況</b>	二五四
第一節 小學校教育	二五四
第二節 月島尋常夜學校	二五六
第三節 工業補習學校	二五八
第四節 圖書館及幼稚園	二六〇

## 第二編 月島に於ける労働者の衛生状態

八

### 第一章 月島に於ける死亡原因

第一節 調査方法 ..... 二六三

第二節 分類 ..... 二六三

第三節 統計 ..... 二六三

第四節 法定傳染病 ..... 二八〇

### 第二章 一般衛生状態

第一節 土水道 ..... 二八二

第二節 下水道 ..... 二八四

第三節 麼芥 ..... 二八五

第四節 排便状況 ..... 二八六

第五節 街路 ..... 二八七

第六節 衛生組合 ..... 二八七

### 第三章 小學児童身體検査

二八九

第一節 期間及方法 ..... 二八九

第二節 統計 ..... 二九二

一、身分 ..... 二九三

二、養育の場所 ..... 二九三

三、乳兒期の栄養方法 ..... 二九四

四、保護者の職業 ..... 二九五

五、父母の飲酒状況 ..... 二九六

六、栄養状態 ..... 二九六

七、熟産及び早産 ..... 二九七

八、一般疾患 ..... 二九八

九、體格 ..... 三〇四

一〇、脊柱 ..... 三〇五

一一、眼疾 ..... 三〇五

一二、視力 ..... 三〇六

一三、齶齒 ..... 三〇九

一四、入浴状況	三一
一五、扁桃腺肥大	三一三
一六、頸腺肥大	三一三
<b>第四章 勞働者の身體検査</b>	<b>三一五</b>
第一節 成年工	三一五
一、年齢、労働種類、飲酒及喫煙	三一五
二、教育程度及労働年限	三一六
三、體格	三一八
第二節 少年工	三一九
一、年齢、労働種類及兩親の有無	三一九
二、労働時間、賃銀及年限	三二一
三、體格	三二三
<b>第五章 勞働者家族の栄養状況</b>	<b>三二五</b>
第一節 調査方法	三二五
第二節 獻立表	三二七
<b>第六章 勞働者の住居状況</b>	<b>三五一</b>
第一節 長屋の構造及衛生状態	三五一
第二節 三種長屋の比較	三五三
<b>第七章 衛生職業</b>	<b>三六一</b>
第一節 種類	三六一
第二節 理髪店	三六六
第三節 湯屋	三七二
第四節 ミルクホール	三七八
<b>第八章 社會衛生地圖</b>	<b>三八〇</b>
<b>第九章 小學校衛生状況</b>	<b>三八二</b>
<b>第四編 月島の労働事情</b>	
第一章 月島の工場及び職場	三八五
第二章 機械製作工場に於ける労働	三九三
第三章 製罐工場に於ける労働	四〇六

第四章 町工場に於ける労働

第五章 勞働の移動

第六章 附 言

四一〇

四一五

四三一

目 次 終

東京市京橋區  
月島に於ける 實地調査報告

第一編 總 説

高野三郎

東京市京橋區月島の調査は如何なる事情の下に成立し、如何に行はれ、如何に整理せられ、終りに如何なる事實を吾々の前に呈示したか、是等の點に關し章を追うて聊か説明しやうと思ふ。

第一章 調査の由來及び計畫

保健衛生調査會第七部は其の調査項目が從來農村衛生調査に限られておつたが、大正七年七月之に都市衛生状態調査を加ふることとなつた。而して其の都市衛生状態實地調査の第一着手として此の月島調査が行はれたのである。先づ少しく調査の成立の顛末を述べやう。

大正七年十月二十二日保健衛生調査會第七部會に於て、自分の提出に係る所の下の議案が議せられた。

## 實地調査案

二

都市衛生状態に關し左記の計畫に従ひ實地調査を試みんと欲す。

### 一、調査目的物及事項

多數の熟練職工家族の團聚する地域を選び

- (一) 其の住居状態
- (二) 家計状態
- (三) 小兒の健康状態
- (四) 既往に於ける生産、死産、死亡及疾病の状態等を調査す

### 一、調査地 東京市本所區柳島横川町

### 一、調査期間 成るべく長期間

一、調査方法 調査地に調査所を設け専任の調査者を配置し小學校、警察署、區役所、醫師、工場主、労働者等の援助を求め統計材料其他確實なる材料を調製蒐集す

何故自分が此の如き案を立てたかと云ふに、先づ東京を以て我都會殊に大都會の調査の目的物として選擇したことは異論はなからう。そこで東京を調査するとして、今日直ちに東京全般に亘つて調査を

行ふことは事實到底不可能である。部分的に行ふの外は無い。さうすれば東京内に於て、言はゞ代表的地域と思はるゝ一定の地域を選び、之を狭く併かし深く調査することが一良法であると考へらるゝ。所で東京の如き政治的中心地に在ては、多數の官公吏軍人連を包容する麹町小石川赤坂邊の地域も確かに一の代表地域であらう。又日本橋神田邊の地域も商業の中心として亦一の標本的地方であらう。併しながら東京民衆の多數は矢張り労働に衣食する賃錢階級者である。殊に大都會の常として東京には又人夫的労働に從事する者の數が夥しいやうに認められるが、労働者中の生粹と稱すべきは依然熟練職工である。そこで多數の熟練職工家族の團聚する地域は東京の一代表地域と見て正當であらう。そして其處の社會衛生状態の研究は以て東京市の社會衛生状態的一大方面を闡明するものと看做して敢て差支はなからうと思惟したのである。

そこで自分は其の地域の選定に思ひを廻らした末、本所區の太平町、柳島梅森町、柳島横川町、深川區の猿江町の邊を實地踏査したる上、本所區柳島横川町の一區劃を選ぶことにした。蓋し同所の附近には服部時計工場たる精工舎を初めとし大小の工場散在し、其の地方一帯は又労働者の一大住居地なるが、其の中に於て選定したる一地域は概して熟練職工連の住居すること本所太平警察署長の述る所であつて、實地視察の結果も亦之を確かめ得たるが如く考へたからである。

此の選定したる地域に於て

一には、住民一般の住居状態、殊に職工家族の住居状態を精査すること。

二には、更に一定の職工家族を採つて深く其の家計状態を調査し詳かに収入支出の實況を探ること。

三に、住民全般の健康診断をなすことは農村の場合には實行可能であるけれども、朝に出でて一定時間工場に働き夕に家に歸る所の労働者、殊に腕を頼み特殊の意氣を有する熟練職工の家族を多數包める所の大都會地域に在て、一齊に住民の身體検査を施すやうなことは事實不能と認められる。そこで小兒殊に小學校就學中の児童に限つて之を行ふこと。

四には、啻に現在の社會衛生状態のみならず、過去に溯り統計材料其他の資料に依り出生死亡疾病の状態を細密に研究すること。

五には、其の他社會衛生に關係あるべき一般社會状態の調査を行ふことである。

如上の事項に亘るべき調査は、出來得るだけ完全を期するがために、成るべく長期間に跨つて調査を續行し、労働者の家計調査の如きも務めて長期の收支状態を記帳せしめて精確なる事實を得るのが至當であると考へられる。

又調査方法としては調査地に直接調査所を設け、専任の調査擔當者が成るべく常に此處に居住し、處に慣れ民衆に親しみつゝ實地の調査を行ふことが得策である。之に加へて小學校警察署醫業の如き民衆の信賴を受くる方面の人々の援助を求め、又工場主労働者の諒解及助力を藉りて調査の便宜を得

なければならぬ。之を要するに此の種の調査は單に一片の形式的調査であつてはならぬ。直ちに民衆に接觸し、目の前り民衆の生活中より自然に生れ出る所の調査でなければならぬ。それでこそ始めて調査の形骸に精神を與へ、血と肉とを以て充ち満ちしむることが出来るのである。

斯様な考を以て自分は實地調査案を立てたのである。然るに十月二十二日の第七部會は多大の同情

を以て自分の提案に賛同を表し、案は可決せられ、調査の事は一切を自分に任せらるゝこととなつた。但し之と相並んで、市内小學校教員の家計調査を行ふたならば宜しからうと云ふ意向が委員諸氏の一一致したる所であつて、其の調査の考案を亦自分に委任せられた。

實地調査案は既に決定せられたから自分は着々之に向て準備すべきこととなつた。然るに其の後間もなく自分は實地調査地の變更を得策とすと考ふるやうになつた。と云ふのは一方に於て既定の本所區柳島横川町内の區劃は其の後本所太平警察署の戸口調査に依れば熟練職工家族の住居者割合に少數であることを確かめた。之は同地が市内有數の細民窟たる太平町に近接したる所から熟練職工よりも寧ろ多く其の以外の労働者を包含して居ることは決して怪しむに足らぬのであるが、他方同地よりも京橋區月島の方が遙かに良く自分共の目的に合する土地として考ふるやうになつた。それは月島には石川島造船所を初めとし大工場が少なくなく、從て又熟練職工家族の住居者が多い。之に加へて丁度手頃の人口を有する届竟の調査地であつて、且陸を隔てたる一の島地であることは調査の實施上極め